早島町情報セキュリティポリシー基本方針

1　目的

この基本方針は、早島町（以下「町」という。）が保有する町民の個人情報及び行政運営上重要な情報資産を様々な脅威から保護するため、情報資産を取り扱う職員が守るべき事項、職員の情報セキュリティに対する意識の向上のための教育、情報資産へのアクセス制御等の技術的な対策等の基本的な考え方を定めるものであり、町における情報セキュリティ水準を維持及び向上させることを目的とする。

2　用語の定義

この情報セキュリティポリシーにおいて使用する用語の定義については、次のとおりとする。

⑴　情報資産

情報及び情報を管理するための仕組み（情報システム並びに情報システムの開発、運用及び保守を行うために必要な資料等）の総称。なお、情報資産には紙等の有体物に出力された情報を含むものとする。

⑵　機密性

許可された者だけが情報を利用できること。

⑶　完全性

情報及びその処理方法が正確かつ完全であること。

⑷　可用性

許可された者が必要なときに情報を利用できること。

⑸　情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持すること。

⑹　記録媒体

紙媒体及び電磁的記録媒体

⑺　情報システム

ハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク並びに電磁的記録媒体で構成され、これら全体で行政事務処理を行うもの。

⑻　サーバ等

汎用コンピュータ及びサーバ（ネットワークで接続された情報システムにおいて、クライアントに対して、機能やデータを提供するコンピュータ又はプログラムをいう。）を総称したもの。

⑼　端末等

端末（汎用コンピュータ又はサーバの制御下にある専用端末）及びパソコンを総称したもの。

⑽　機器

情報システムを構成する機器、ファクシミリ、複写機及び撮影機等の機器

⑾　職員等

職員とは、早島町職員定数条例(昭和 27 年 3 月 31 日制定)第 2 条各号に規定する各部局の各任命権者が任命した職員(会計年度任用職員その他の職員を含む。)をいう。

3　適用範囲

⑴　行政機関の範囲

町長部局、教育委員会及び学校園、選挙管理委員会、査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会事務局、町と業務委託を行っている財団、企業(町立機関への常駐部署)群(以下「行政機関」という。)を対象とする。

⑵　対象者の範囲

この情報セキュリティポリシーは、町の保有する情報資産を取り扱う職員等及び委託事業者（指定管理者を含む。）とする。

4　組織体制

情報セキュリティ対策を組織的に推進するため、全庁的な管理体制及び運営体制を整備する。

5　情報資産の分類及び管理

情報資産については、情報の機密性、完全性及び可用性を踏まえ、その重要度に応じて分類するとともに、的確に管理する。

6　情報セキュリティ対策基準の策定

次に掲げる項目について情報セキュリティ対策基準を定める。

⑴　情報セキュリティに係る組織運営基準

⑵　情報資産管理基準

⑶　物理的セキュリティ基準

⑷　情報システム運用基準

⑸　情報システムの開発、導入、変更、保守及び廃棄に係る基準

⑹　外部委託基準

⑺　情報セキュリティに係る危機管理

⑻　情報セキュリティに係る監査及び点検

⑼　法令等の遵守

7　情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティポリシーに基づき、情報資産の管理又は業務遂行に係る手順等を明記した情報セキュリティ実施手順（以下「実施手順」という。）を定める。

8　職員の責務

職員等は、情報資産を安全に管理することの重要性について、共通の認識を持つとともに、職務の遂行に当たって、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順（以下「情報セキュリティポリシー等」という。）を遵守し、関係する法令等に従う。

9　職員の教育

職員等の情報セキュリティに対する意識の向上のために、情報セキュリティ基本方針及び対策基準を浸透させ、また情報セキュリティに関する教育プログラムを策定し、それを実施する。

10　情報セキュリティ監査の実施

情報セキュリティポリシー等の遵守状況及び情報セキュリティ対策の実施状況について定期的に監査を実施する。

11　評価及び見直し

情報セキュリティ監査の結果等を踏まえ、情報セキュリティポリシー等で定める事項及び情報セキュリティ対策の評価を実施するとともに、情報セキュリティを取り巻く状況の変化等を考慮し、情報セキュリティポリシー等の見直しを行う。